



平成 28 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社キューブシステム
代表者名 代表取締役 社長 崎山 收
(コード番号 2335 東証第一部)
問合せ先 取締役 副社長 内田 敏雄
(TEL. 03-5487-6030)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 24 日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 44 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が施行され、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能になったことに伴い、適切な人物の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第 32 条および定款第 43 条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 32 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行	変 更 案
第 32 条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 427 条第 1 項の最低責任限度額とする。	第 32 条 (取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役</u> (業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 427 条第 1 項の最低責任限度額とする。
第 43 条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 427 条第 1 項の最低責任限度額とする。	第 43 条 (監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 427 条第 1 項の最低責任限度額とする。

3. 日程

本変更は、平成 28 年 6 月 29 日に開催予定の第 44 回定時株主総会の決議を経て効力が発生します。

以上